

「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」作業要項
(診療所用)

各医療機関におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮でございますが、本作業要項を参照の上、調査票に記入し、期日までに提出をいただきますようお願いいたします。

なお、外国人患者の受入れの有無も含めた実態調査のため、過去に外国人患者を受け入れた実績がない医療機関におかれましても、現状の体制や実績をご記入ください。ご協力よろしくをお願いいたします。

<調査概要・調査スケジュール>

本調査では、2種類の調査を行います。調査ごとに使用する調査票や締切日が異なるためご留意いただき、両調査への回答をお願いいたします。

- 調査票A：医療機関における外国人患者の受入体制の調査
調査内容 令和6年9月1日時点の院内の状況
締切日 令和6年11月1日（金）

- 調査票B：外国人患者の受入実績の調査
調査内容 令和6年9月1日～30日に受診した外国人患者の状況（※）
締切日 令和6年11月25日（月）

（※）未収金の状況に関する調査において「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにもかかわらず、請求日より1ヶ月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義しています。そのため回答の対象となる「未収金を生じた患者」は、請求日の1ヶ月後（10月～11月初旬頃）に判明することになります。

<回答方法>

- (1) 以下の厚生労働省医政局医療国際展開推進室のホームページから2種類の調査票（Microsoft Excel形式）をダウンロードしてください。

（調査票ダウンロードURL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918_00032.html

QRコード （右のQRコードからもアクセスできます）



- (2) 記入した調査票は、Microsoft Excel形式のままメールに添付し、以下のメールアドレスまで送信してください。

提出先メールアドレス：foreign-patients@surece.co.jp

<留意事項>

- (1) 本調査結果については、厚生労働省において取りまとめた上で、各医療機関に同意いただいた範囲で、各都道府県にも施策検討の参考として共有します。また、厚生労働省において厚生労働科学研究などに活用することがあります。
- (2) 提出いただいた回答に疑義等がある場合は、回収業務を担当する委託事業者より連絡する可能性があることをご承知おきください。
- (3) 調査に関してご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ窓口】

電話番号：0120-955-920（平日9時30分～17時30分まで）

調査事務局：株式会社サーベイリサーチセンター

東京都文京区後楽1-1-3 4階

以上